

愛知県において発生した高病原性鳥インフルエンザに係る疫学調査結果について

昨年 2～3 月に愛知県において発生した高病原性鳥インフルエンザに係る感染経路等の疫学調査の結果を取りまとめましたのでお知らせします。

調査結果の概要

1. 今回のウイルスは鶏、あひる、豚等にも感染する。また、うずらには容易に伝播するが、うずらと比較すると、鶏には伝播しにくい。
2. 発生は一定地域のうずら農場に限られており、うずら以外の家きん農場や野鳥での感染は確認されなかった。
3. 感染経路の特定はできなかったが、相当期間前に当地域内のうずら農場に侵入したウイルスが、人や器材の移動により他の農場に伝播し、感染が継続していた可能性がある。
4. うずら農場における高病原性鳥インフルエンザ対策として、清浄ひなの供給体制の確立、農場内の衛生管理の徹底等を図るべき。

なお、疫学調査報告書の本体につきましては、次の URL ページでご覧頂けます。

「鳥インフルエンザに関する情報」

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

(参考) これまでの経緯

1. 昨年 2 月から 3 月にかけて、愛知県のうずら飼養農家において高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）が発生しました。
2. 行政機関及び生産者等が一体となった的確な防疫対応を実施し、我が国は昨年 7 月に清浄国に復帰しました。
3. また、感染経路等究明のため、疫学調査チームにより、現地調査、ウイルスの性状分析等を行い、今般、その結果について報告書として取りまとめました。

<添付資料>

- ・ 疫学調査チーム員名簿
- ・ 疫学調査報告書の概要

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、嶋崎

代表：03-3502-8111（内線 4582）

ダイヤルイン：03-3502-8292

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>